

## 地下水揚水規制の概要

	工業用水法	県民の生活環境の保全等に関する条例	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例																				
経 過	S35.6.17 名古屋地域揚水規制 S59.7.5 尾張地域揚水規制	S49.9.30 揚水規制 S51.4.1 区域拡大	S49.11.16 揚水規制																				
規制地域	名古屋地域 名古屋市南区の一部、港区の一部 尾張地域 一宮市始め尾張11市町村	第一規制区域…稻沢市以南 第二規制区域…一宮市等 第三規制区域…春日井市等	名古屋市全域																				
規制対象用途	工業用	家用を除く全用途 ただし、工業用水法適用のものは除く	(左に同じ)																				
許可基準	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3">名古屋地域</td> </tr> <tr> <td>地 域</td> <td>揚水機の吐出口の断面積 (cm<sup>2</sup>)</td> <td>ストレーナーの位置 (地表面下m)</td> </tr> <tr> <td>南区、港区 (堀川以西の地域及び潮見町を除く。)</td> <td>46 以下 46 を超えるもの</td> <td>80 以深 300 //</td> </tr> <tr> <td>上に掲げる地域以外の地域</td> <td>46 以下 46 を超えるもの</td> <td>90 以深 180 //</td> </tr> <tr> <td colspan="3">尾張地域</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(1) ストレーナーの位置 地表面下 10 m以浅又は 2,000 m以深であること</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(2) 揚水機の吐出口の断面積 19 cm<sup>2</sup>(直径 4.91 cm)以下であること</td> </tr> </table>	名古屋地域			地 域	揚水機の吐出口の断面積 (cm <sup>2</sup> )	ストレーナーの位置 (地表面下m)	南区、港区 (堀川以西の地域及び潮見町を除く。)	46 以下 46 を超えるもの	80 以深 300 //	上に掲げる地域以外の地域	46 以下 46 を超えるもの	90 以深 180 //	尾張地域			(1) ストレーナーの位置 地表面下 10 m以浅又は 2,000 m以深であること			(2) 揚水機の吐出口の断面積 19 cm <sup>2</sup> (直径 4.91 cm)以下であること			<p>(1) ストレーナーの位置 地表面下 10 m以浅であること (2) 揚水機の吐出口の断面積 19 cm<sup>2</sup>以下であること (3) 揚水機の原動機の定格出力 2.2 kW 以下であること (4) 1日当たりの事業所総揚水量 350 m<sup>3</sup>以下であること</p>
名古屋地域																							
地 域	揚水機の吐出口の断面積 (cm <sup>2</sup> )	ストレーナーの位置 (地表面下m)																					
南区、港区 (堀川以西の地域及び潮見町を除く。)	46 以下 46 を超えるもの	80 以深 300 //																					
上に掲げる地域以外の地域	46 以下 46 を超えるもの	90 以深 180 //																					
尾張地域																							
(1) ストレーナーの位置 地表面下 10 m以浅又は 2,000 m以深であること																							
(2) 揚水機の吐出口の断面積 19 cm <sup>2</sup> (直径 4.91 cm)以下であること																							
その 他	許可井戸の使用者は、井戸使用状況報告の義務	揚水機の吐出口の断面積(2つ以上の揚水設備がある場合はその合計)が 19 cm <sup>2</sup> を超えるものは、水量測定器設置、揚水量報告義務	(左に同じ) 揚水設備以外の設備(断面積が 6 cm <sup>2</sup> 以下のもの)のうち家用のもの以外の設置届出・揚水量報告義務 地下掘削工事の届出及びその際の地下水のゆう出量の報告義務																				

## 問 合 せ 先

地下水採取に関する規制、水量測定器の設置、融資制度についての問合せ、ご相談は、下記の機関で取扱っています。

1) 工業用水法尾張地域及び県民の生活環境の保全等に関する条例

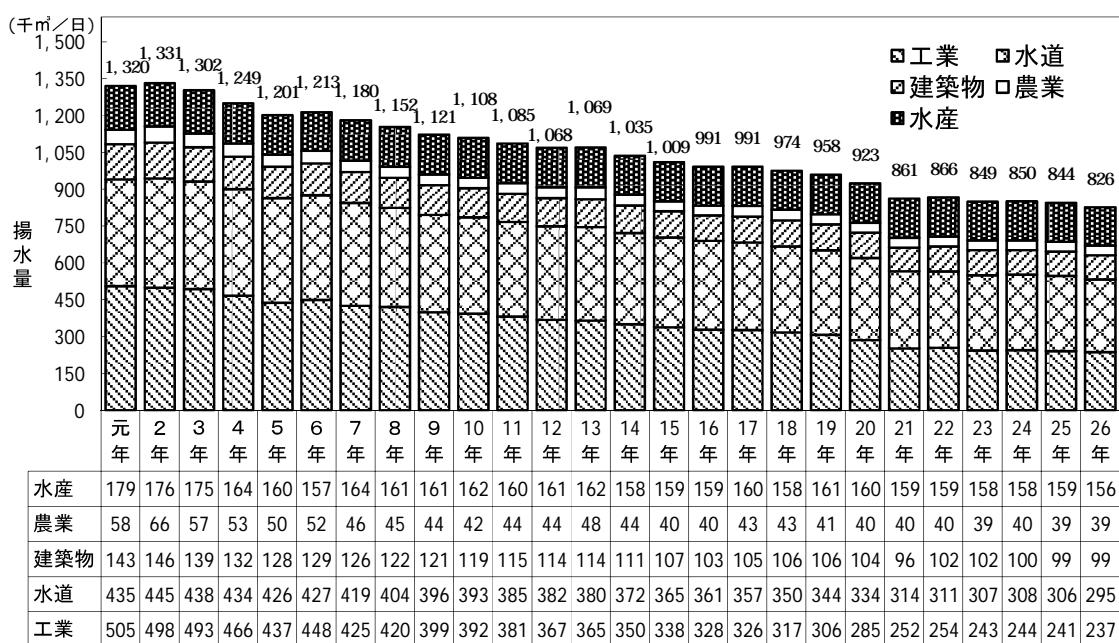
所轄の県民事務所等環境保全課

愛知県環境部水地盤環境課 TEL (052) 954-6223、6224

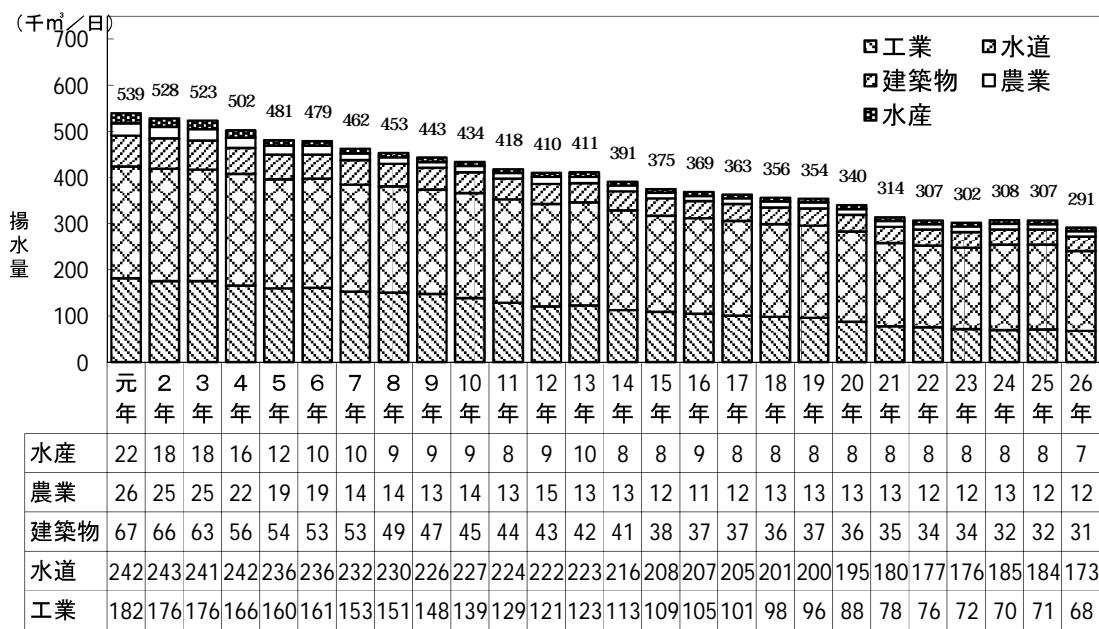
2) 工業用水法名古屋地域及び市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例

名古屋市環境局地域環境対策課 TEL (052) 972-2675

## 愛知県の地下水総揚水量



## 尾張地域地下水総揚水量



(注) 工業用水法及び県民の生活環境の保全等に関する条例の規制区域 19 市町村。

資料:県環境部

## 参考3 工場・事業場に対する排水規制等について

### 1 排水規制の概要

水質汚濁防止法（以下、「法」という。）により、汚水又は廃液を排出する施設として種々の特定施設が定められています。特定施設を設置する製造業、サービス業等の工場・事業場（特定事業場）からの排出水には、濃度規制と総量規制が適用されており、その概要は表1のとおりです。

濃度規制としては、pH、BOD 等の生活環境項目及びカドミウム、トリクロロエチレン等の有害物質に係るものがあり、全国一律に基準が定められています。

さらに本県では、水質保全を一層推進するため、条例により全国一律基準より厳しい上乗せ排水基準を定めています。

また、総量規制としては、COD、窒素及びりんが規制項目として定められています。

表1 愛知県における排水規制等の概要

	物質又は項目名	規制時期	根拠	排水基準適用対象
生活環境項目	pH、BOD、COD、SS、油分(動植物性、鉱油)、フェノール類、銅、亜鉛、鉄、マンガン、クロム、大腸菌群数	S 46.6.24 S 47.4.1	水質汚濁防止法 上乗せ条例	・日平均排水量(以下同じ)50 m <sup>3</sup> 以上排出する特定事業場 ・50 m <sup>3</sup> 未満の特定事業場を含む (水域、業種等により対象規模等が異なる)
	窒素、りん	S 60.7.15 H 5.10.1	水質汚濁防止法 水質汚濁防止法	・特定の湖沼及びその流入河川に 50 m <sup>3</sup> 以上排出する特定事業場※ ・伊勢湾及びその流入河川に 50 m <sup>3</sup> 以上排出する特定事業場(※を除く)
濃度規制 健康項目	カドミウム、鉛、シアン、有機りん、六価クロム、ヒ素、水銀、アルキル水銀(以上化合物を含む)、PCB	S 46.6.24	水質汚濁防止法	・すべての特定事業場 (上乗せ条例により一部地域でシアンを規制している。)
	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン	H 1.10.1	水質汚濁防止法	すべての特定事業場
	1,1,1-トリクロロエタン、四塩化炭素、ジクロロメタン 他10 物質	H 6.2.1	水質汚濁防止法	すべての特定事業場
	ほう素、ふつ素、アンモニア・アンモニウム化合物・亜硝酸化合物及び硝酸化合物	H 13.7.1	水質汚濁防止法	すべての特定事業場
	1,4-ジオキサン	H 24.5.25	水質汚濁防止法	すべての特定事業場
総量規制	COD	S 55.7.1	水質汚濁防止法	・伊勢湾及びその流入河川に 50 m <sup>3</sup> 以上排出する特定事業場
	窒素、りん	H 14.10.1	水質汚濁防止法	
指導値	COD	S 56.7.1	小規模事業場等 排水対策指導要領	・総量規制基準適用外事業場のうち一定の排水量 以上の工場等（特定事業場以外を含む）
	窒素、りん	H 15.10.1		

(注) 上乗せ条例：水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例

資料：県環境部

## 2 伊勢湾の水質浄化に対する取り組み

閉鎖性水域である伊勢湾の水質改善を図るため、昭和55年から有機汚濁物質の指標であるCODと、平成14年から富栄養化の原因物質である窒素及びりんについて、国が定めた総量削減基本方針に基づき、総量削減計画を推進しており、平成24年には第7次の計画を策定しています。

また、総量規制基準が適用されない小規模事業場に対しては、小規模事業場等排水対策指導要領を定め、COD、窒素及びりんについて汚濁負荷量の削減を指導しています。

表2 総量削減計画の経緯

		総量削減計画 策定年月	目標年度	削減目標		実績負荷量
				計画策定時 の実績	削減目標量	
第1次	COD	昭和55年4月	昭和59年度	172 t／日	163 t／日	163 t／日
第2次	COD	昭和62年5月	平成元年度	163 t／日	153 t／日	153 t／日
第3次	COD	平成3年3月	平成6年度	153 t／日	142 t／日	136 t／日
第4次	COD	平成8年7月	平成11年度	136 t／日	127 t／日	122 t／日
第5次	COD	平成14年7月	平成16年度	122 t／日	110 t／日	104 t／日
	窒素			78 t／日	73 t／日	70 t／日
	りん			8.7 t／日	7.6 t／日	6.1 t／日
第6次	COD	平成19年6月	平成21年度	104 t／日	93 t／日	90 t／日
	窒素			70 t／日	66 t／日	63 t／日
	りん			6.1 t／日	5.4 t／日	5.0 t／日
第7次	COD	平成24年2月	平成26年度	90 t／日	82 t／日	—
	窒素			63 t／日	62 t／日	—
	りん			5.0 t／日	4.9 t／日	—

資料：県環境部

総量規制基準は、事業所を215種の業種その他の区分に分類し、その区分ごとに定められた化学的酸素要求量(COD)、窒素含有量及びりん含有量の値(C値)と、特定排出水の最大排水量によって以下のとおり算定されます。

1 法第4条の5第1項の規定による総量規制基準は、次に掲げる算式により算定した汚濁負荷量となります。

$$L = C \cdot Q \times 10^{-3}$$

この式において、L、C及びQは、それぞれ次の値を表したものとします。

$$\left\{ \begin{array}{ll} L & \text{排出が許容される汚濁負荷量 (kg/日)} \\ C & \text{化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る業種その他の区分及びその区分ごとの値 (該当告示※の別表第3欄(1)に掲げる値) (mg/l)} \\ Q & \text{特定排出水の量 (m³/日)} \end{array} \right.$$

2 法第4条の5第2項の規定に基づき、前項の総量規制基準に代えて適用する総量規制基準は、次に掲げる算式により算定した汚濁負荷量となります。

$$L_c = (C_j \cdot Q_j + C_i \cdot Q_i + C_o \cdot Q_o) \times 10^{-3}$$

この式において、 $L$ 、 $C_j$ 、 $C_i$ 、 $C_o$ 、 $Q_j$ 、 $Q_i$ 及び $Q_o$ は、それぞれ次の値を表したものとします。(ただし、窒素含有量及びりん含有量の場合は上記算式のうち、 $C_j$ 、 $Q_j$ に該当するものはありません)

$L$	排出が許容される汚濁負荷量 (kg／日)
$C_j$	該当告示※の別表(3)に掲げる値 (mg/l)
$C_i$	該当告示※の別表(2)に掲げる値 (mg/l)
$C_o$	該当告示※の別表(1)に掲げる値 (mg/l)
$Q_j$	平成3年7月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(窒素含有量及びりん含有量の場合を除く)(m³/日)
$Q_i$	昭和55年7月1日から平成3年6月30日までの間(窒素含有量及びりん含有量の場合は、平成14年10月1日以後)に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(m³/日)
$Q_o$	特定排出水の量( $Q_j$ 及び $Q_i$ を除く)(m³/日)

#### ※該当告示

項目	該 当 告 示
COD	平成24年 愛知県告示 第118号
窒 素	平成24年 愛知県告示 第119号
り ん	平成24年 愛知県告示 第120号

### 3 地下水汚染未然防止のための取り組み

平成24年6月1日に施行された改正水質汚濁防止法により、有害物質(※)による地下水の汚染を未然に防止するため、有害物質を使用・貯蔵等する施設の設置者に対し、公共用水域への水の排出の有無にかかわらず、地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守、定期点検及び結果の記録・保存が義務付けられています。

※ 規制対象となる有害物質は、水質汚濁防止法施行令第2条に規定されるカドミウム、鉛、トリクロロエチレン等の全28項目(平成27年9月1日現在)

### 問 合 せ 先

排水規制についての問合せ、ご相談は、下記の機関で取り扱っています。

- ・所轄の県民事務所等環境保全課
- ・名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊田市 環境保全担当
- ・愛知県環境部水地盤環境課 TEL (052) 954-6222

## 参考4 湿水の状況

愛知県では、水の安定供給を図るためダム等の水資源開発に努めています。

ダム等の水源施設は、経済性を考慮しつつ、概ね10年に1回程度発生する湿水に対応できるよう計画されていますが、近年は少雨の年と多雨の年の降水量の差が次第に大きくなるとともに、ゲリラ豪雨が頻発する一方で、梅雨時でも雨が降らないなど、1年の中でも雨の降り方にはらつきが発生していることから、湿水発生の危険性が高まっています。

平成17年～26年の10年間では木曽川水系で6カ年、矢作川水系では4カ年、豊川水系では4カ年の節水対策を実施しております。

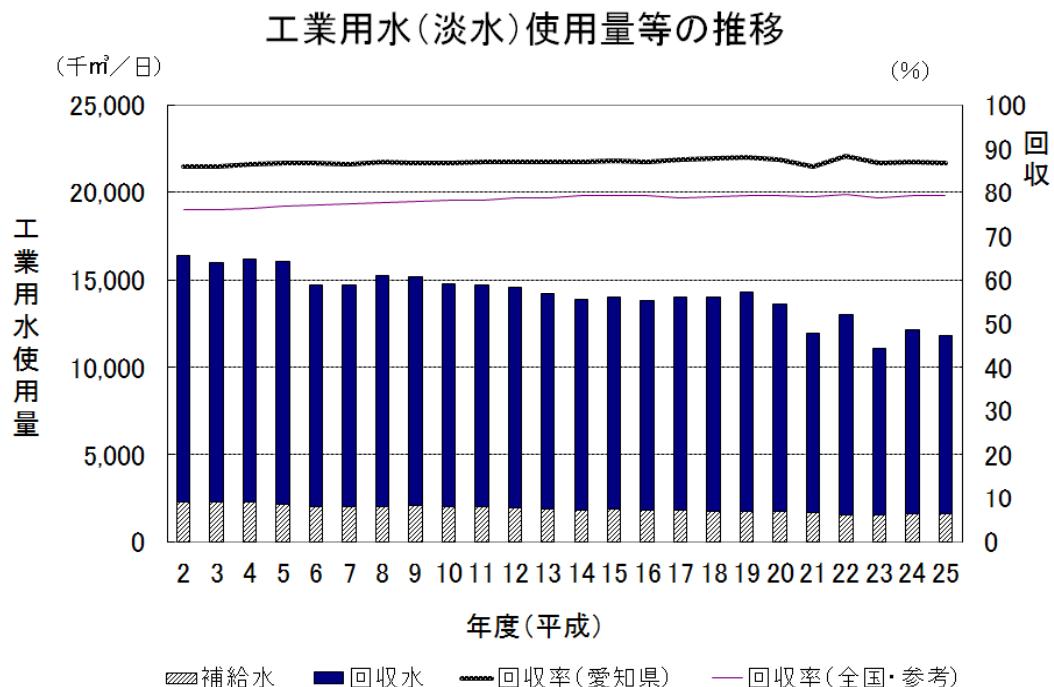
異常気象により、いつ大湿水が起こるとも限りません。水は生命の源であり、産業活動を支える重要な資源です。この大切な水もけっして豊富でなく、いまや限りある貴重な資源となっていることを十分認識する必要があります。

〈愛知県における近年の節水の状況〉

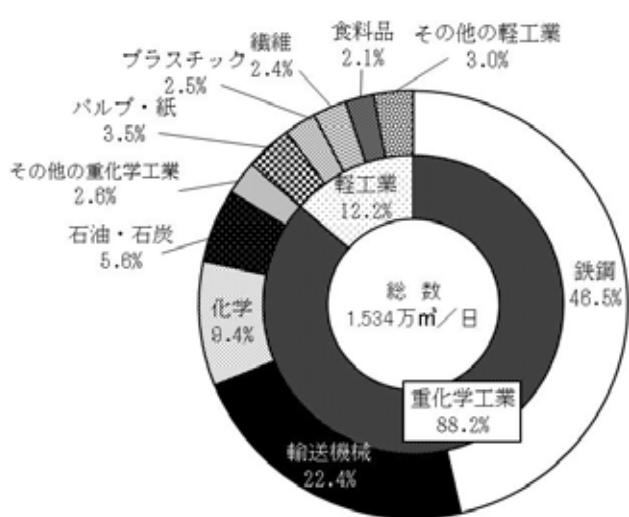
水系	ダム	用途	年		23		24		25		26		27	
			節水期間	最大節水率	節水期間	最大節水率	節水期間	最大節水率	節水期間	最大節水率	節水期間	最大節水率	節水期間	最大節水率
木曽川	牧尾ダム	生活用水 工業用水 農業用水					6. 18～6. 28	5 10 5	6. 27～7. 10	5 10 5				
	岩屋ダム	生活用水 工業用水 農業用水	8. 15～9. 1	5 10 10	6. 13～6. 28	10 15 15								
	阿木川ダム 味噌川ダム	生活用水 工業用水												
矢作川	矢作ダム	生活用水 工業用水 農業用水							8. 6～8. 12	10 30 20				
	羽布ダム	生活用水 農業用水	6. 5～6. 25 8. 19～9. 12	20 隔番 かんかい										
豊川	宇連ダム 大島ダム	生活用水 工業用水 農業用水				7. 26～9. 18	28 40 40	7. 2～7. 11	5 5 5					

資料：県振興部

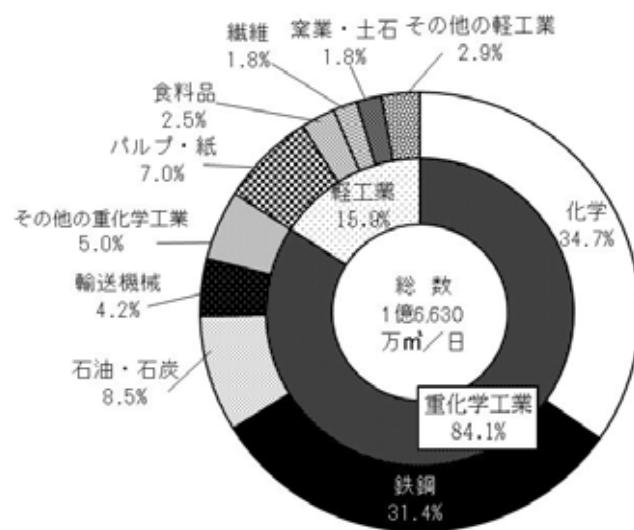
## 参考5 工業用水の使用状況(従業者30人以上の事業所)



業種別部門別工業用水使用量構成比（愛知県・平成25年）



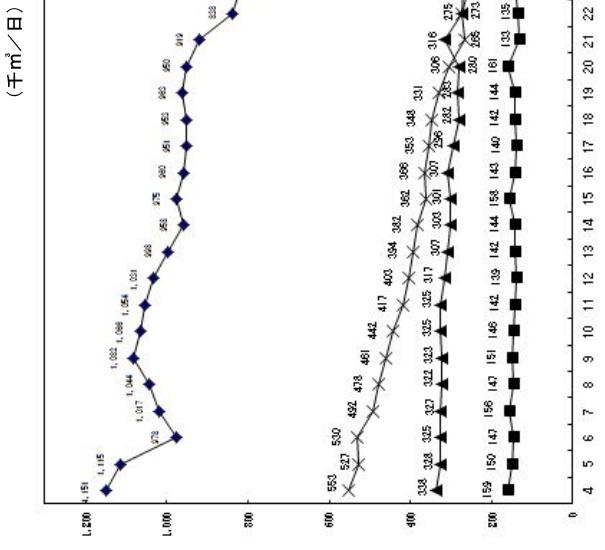
業種別部門別工業用水使用量構成比（全国・平成25年）



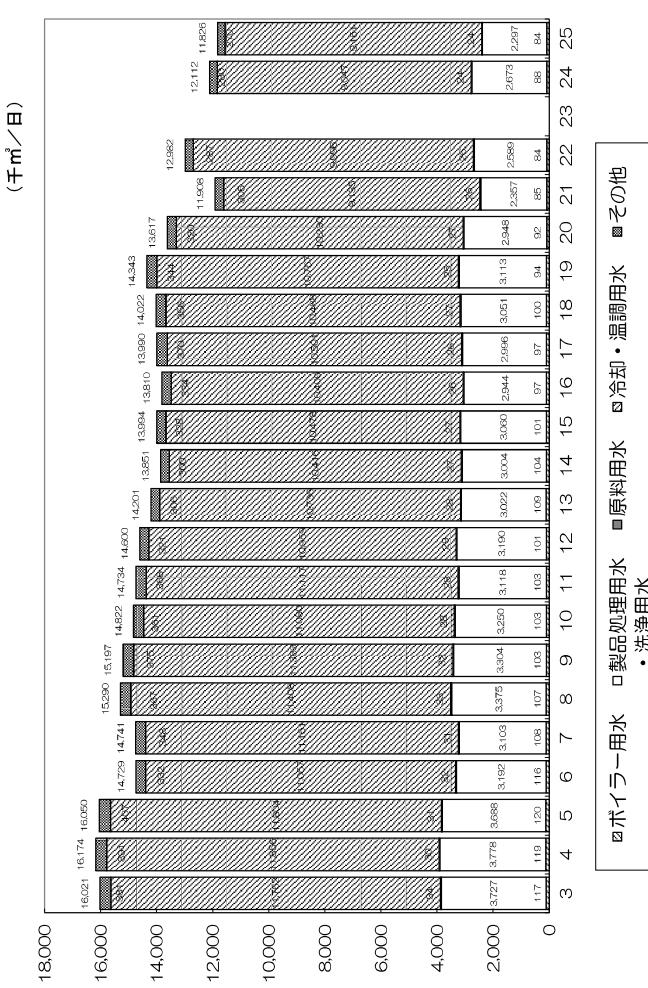
### 水源別工業用水使用量の推移

水 源	年 次	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	対前年比 構成比
事 業 所 数	4,162	4,211	4,152	4,081	4,000	3,908	3,876	3,857	3,835	3,702	3,645	3,585	3,463	3,473	3,522	3,580	3,734	3,648	3,528	3,509	3,691	3,503	3,513	3,503	99.7	
総 淡水	18,877	18,749	18,692	18,715	17,505	17,054	18,024	17,648	17,755	17,819	17,523	17,195	17,266	17,219	17,411	17,439	17,720	17,055	15,168	16,429	14,587	15,516	15,339	98.9		
工 業 用 水	16,395	16,001	16,175	16,050	14,722	14,741	15,290	15,198	14,822	14,735	14,569	14,201	13,852	13,994	13,810	13,989	14,022	14,343	13,617	11,908	12,981	11,072	12,111	11,836	97.6	
上 水 道	1,115	1,141	1,151	1,115	978	1,017	1,044	1,082	1,066	1,054	1,031	998	975	960	951	953	963	950	919	838	819	954	937	98.2	6.1	
井 戸 水	598	572	553	527	530	492	478	461	442	417	151	147	139	142	144	158	143	140	142	144	161	133	135	144	122	
その他の淡水	360	370	339	328	325	327	322	325	326	317	307	303	301	307	303	301	307	303	306	348	331	283	280	273	270	271
回 収 水	14,151	13,751	13,975	13,930	12,750	12,749	13,299	13,181	12,843	12,798	12,710	12,361	12,065	12,198	12,034	12,249	12,297	12,622	11,920	10,276	11,460	9,583	10,519	10,257	97.5	
海 水	2,482	2,748	2,518	2,665	2,723	2,764	2,664	2,826	3,023	3,220	3,322	3,344	3,272	3,409	3,421	3,416	3,377	3,439	3,260	3,447	3,515	3,404	3,512	103.2	21.9	

水源別淡水補給水使用量の推移



用途別工業用水(淡水)使用量の推移



※「平成24年経済センサスー活動調査」では、用途別用水量は調査項目となつてないため、23年のデータはない。

平成25年 産業中分類別 工業統計総括表(工業用水関係)

(従業者 30人以上の事業所)

単位: 用水量 m<sup>3</sup>

産業中分類	総数	1日当たり水源別用水量										1日当たり用途別用水量(淡水)				
		公共水道		淡水		海水		ポイラ 用水		製品処理 用		冷却・温調 用水		その他		
		工業用水	上水道	井戸水	その他 の淡水	回収水	海水	総数	原料 用水	水	製水・洗浄用	水	冷却・温調 用水	水	その他	
総 数	15339341	11826884	936719	117896	253636	261838	10256795	3512457	11826884	83631	24411	2297225	9151215	270402		
09 食料品	329729	247487	32697	16639	64642	78	133431	82242	247487	9236	12076	71463	146787	7925		
10 飲料・飼料	38599	38599	5899	10613	9117	76	12294	-	38599	1885	5667	15308	14752	987		
11 繊維	366227	366227	44902	1322	34351	65708	219944	-	366227	4716	39	60779	294575	6118		
12 木材・木製品	5037	5037	3149	988	32	4	864	-	5037	683	-	-	2514	1003	837	
13 家具・装備品	2183	2183	727	424	1032	-	-	-	2183	107	-	-	1066	172	838	
14 パルプ・紙	543515	543515	32913	998	12872	160582	336150	-	543515	6474	-	-	465859	64862	6320	
15 印刷	2043	2043	-	1628	410	-	5	-	2043	62	-	-	498	464	1019	
16 化学	1442734	1393472	258651	3504	17403	2515	1111399	49262	1393472	15875	4261	16664	1329277	27395		
17 石油・石炭	857050	263010	34157	279	402	-	228172	594040	263010	8880	7	1777	242139	10207		
18 プラスチック	386526	386526	12308	7198	18958	26558	321804	-	386526	3298	-	-	7023	365457	10748	
19 ゴム製品	246493	246493	8123	1600	8229	3060	225481	-	246493	1746	-	-	1269	238110	5368	
20 皮革製品	146	146	-	146	-	-	-	-	146	12	-	-	98	1	35	
21 糕業・土石	111835	111835	15932	3158	10849	793	81103	-	111835	1673	2341	17235	87376	3210		
22 鉄鋼	7125309	4338396	351508	3616	4869	26	3978377	2786913	4338396	11998	-	-	240926	3961793	123679	
23 非鉄金属	166431	166431	19953	1718	1806	720	142234	-	166431	580	-	-	6756	157439	1656	
24 金属製品	37820	37820	2505	10405	10565	1	14344	-	37820	1060	-	-	15255	15552	5953	
25 はん用機械	67387	67387	1431	3212	3157	1383	58204	-	67387	369	-	-	2970	59405	4643	
26 生産用機械	23531	23531	1198	7035	3406	-	11892	-	23531	284	-	-	4575	13603	5069	
27 業務用機械	13153	13153	245	2440	1382	-	9086	-	13153	164	-	-	1667	9285	2037	
28 電子部品	13334	13334	4248	1753	4878	-	2455	-	13334	455	-	-	8595	1268	3016	
29 電気機械	70238	70238	4573	5314	6390	3	53958	-	70238	1110	-	-	5502	57987	5639	
30 情報通信機械	3049	3049	253	812	699	-	1285	-	3049	42	-	-	267	555	2185	
31 輸送機械	3435425	3435425	99600	32090	37155	451	3266129	-	3435425	12802	20	1347252	2040280	35071		
32 その他	51547	51547	1747	1004	432	180	48184	-	51547	120	-	1907	49073	447		



ホーム > [くらし・安全・環境](#) > [社会基盤・交通](#) > [水資源](#) > 平成27年度 あいちの農業用水展を開催しました

## 平成27年度 あいちの農業用水展を開催しました

掲載日:2015年8月17日更新

### あいちの農業用水展について

木曽川、矢作川、豊川という三大河川を抱える愛知県では、古くから大規模な農業用水の開発が連綿と行われてきました。さらに戦後は、愛知用水に代表されるように、工業用水、水道用水とも共同で利用される近代的な大規模総合用水が開発され、本県の農業のみならず、製造品出荷額が全国第1位である工業の発展や、地域の人々の暮らしにも大きく寄与しています。

水は、農家や先人の努力の積み重ねによって守り育まれてきた地域固有の財産といえるものであり、それぞれの流域の生活・文化・経済・環境等と深い関わりを持っています。

こうした長い歴史によって培われてきた農業用水を中心に、水の重要性について広く県民の皆様にお知らせするため、愛知県農林水産部では、「水の週間」の関連行事として、平成3年度から「あいちの農業用水展」を開催しています。

### 平成27年度の開催状況

#### (日時)

平成27年8月1日(土) 午前10時00分から午後4時00分まで

#### (場所)

愛・地球博記念公園(モリコロパーク)(長久手市茨ヶ廻間乙1533-1)

#### (主催)

愛知県、愛知県土地改良事業団体連合会、公益財団法人愛知・豊川用水振興協会、愛知用水土地改良区 (協力:長野県木曽町、王滝村)

#### (実施概要)

- 1 県内の大規模農業用水に関するパネル展示
- 2 愛知用水に関する資料等の展示
- 3 農業用水クイズ、かるた・ぬりえ大会の実施
- 4 田んぼや水路に生息する水生昆虫、魚類等の展示
- 5 小水力発電施設の展示、測量体験コーナー
- 6 燃料電池自動車の展示
- 7 水源地域(長野県木曽町、王滝村)の特産品販売、木曽ヒノキ体験コーナー



関係機関代表者によるオープニングセレモニー



パネルを見ながら農業用水クイズに参加



田んぼや水路に生息する水生昆虫や魚等の展示



NN(農業農村)かるた大会



木曽ヒノキ体験コーナー(糸鋸寿司)

## 問合せ

愛知県 農林水産部 農林基盤局農地計画課

E-mail: nochi-keikaku@pref.aiichi.lg.jp

TEL 052-954-6431(ダイヤルイン)

[一つ前のページに戻る](#)    [このページのトップへ](#)

[このホームページについて](#) | [個人情報の取扱い](#) | [免責事項・リンク](#) | [RSS配信](#)

f シェアする

ツイート

LINEで送る

ソーシャルメディア一覧へ

愛知県

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 代表電話: 052-961-2111 (県機関の連絡先は[こちら](#))  
法人番号1000020230006

Copyright (C) Aichi Prefecture. All rights reserved.



## これからも 変わらぬ安心 届けます 県営水道・工業用水道



企業庁

# ほんとうに水は無限なのでしょうか

## ■太古の昔から変わらない水の量

地球上の全水量はおおよそ14億km<sup>3</sup>で、その97%が海水です。この水は、地球の表面から蒸発して雲になり、雨や雪となって、また地上に降りてきます。そして、川や地下水となり、やがて海に戻っていくのです。このような循環をくり返す水は、太古の昔から増えも減りもしていないのです。自然の大いな恵みでもある水は、新たにつくりだすことのできない貴重な財産といえるでしょう。

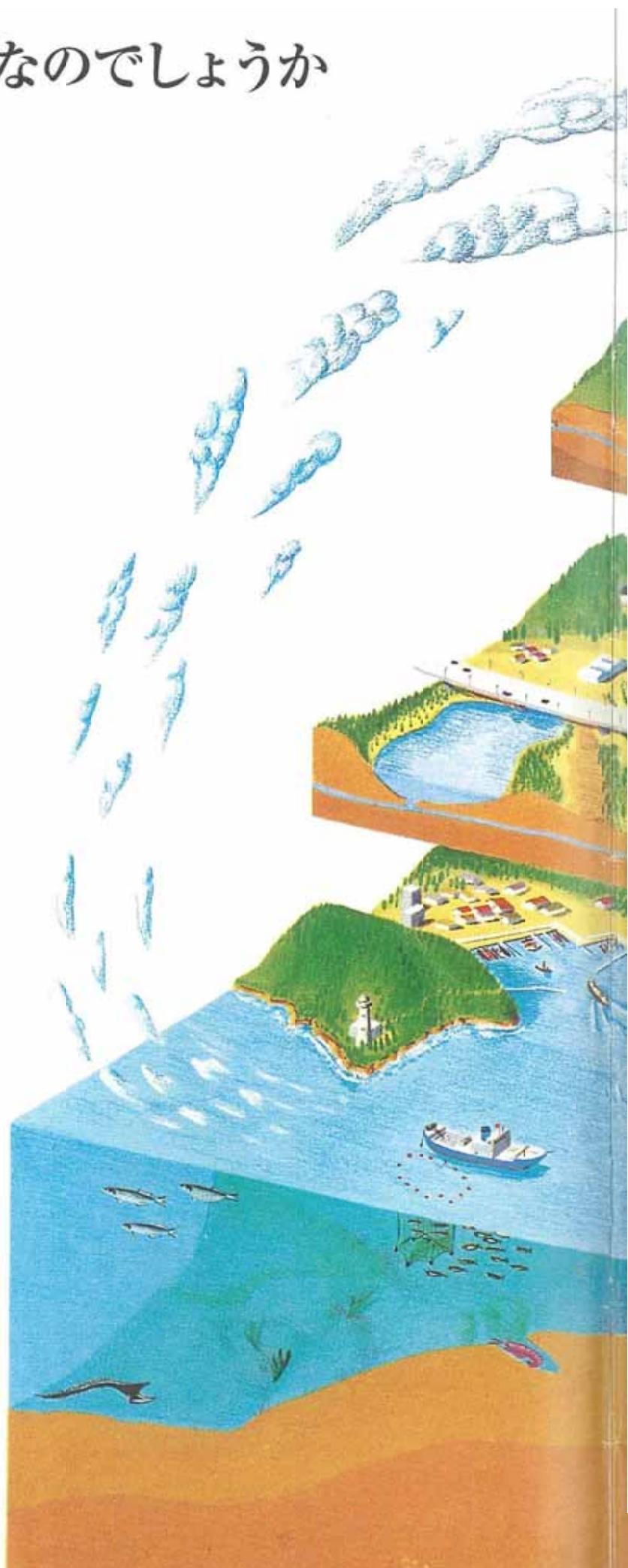
## ■水は限りある資源です

水の循環の中で私たちは水を利用しているわけですが、大切に利用しないと使える水がなくなってしまうこともあるのです。日本は、人口1人あたりの降水量が少ない国です。そのうえ、河川の流域面積も小さく急勾配であるため、降った雨を平均化して流すことができないのです。日本の水資源は、決して豊かとは言えません。すべての人が水の恩恵にあずかるために、ひとりひとりが、いま一度水の上手な使い方を考える必要があります。

## ■世界主要国の降水量の比較

平均降水量 (mm/年)	1人当たり年降水総量	
	(m <sup>3</sup> /人・年)	100,000
2,000	1,000	20,000 40,000 100,000
オーストラリア	534	180,366
カナダ	537	154,629
スウェーデン	624	29,593
アメリカ合衆国	715	22,260
フランス	867	7,503
フィリピン	2,348	7,302
日本	1,668	4,986
イギリス	1,220	4,715
中国	645	4,472
世界平均	807	15,320

参考文献：[平成26年版] 日本の水資源 国土交通省土地・水資源局水資源部



# ご理解ください、県営水道

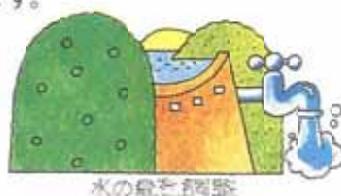


**Q1**

なぜダムをつくらねばならないのですか。

**A1**

水道は食事、洗濯、トイレなど私たちの暮らしに欠かせないものです。必要な時に必要なだけ水道の水を使うことができるようになつた雨をダムに貯めています。でも雨が降らないとダムの水が少くなり、節水や断水になることもあります。最近は、雨が降らない日が長くつづくことがよくありますので、ダムに水が貯まりにくくなっています。そこで雨が降らない時でも安心して水が使えるようになつた雨を貯めておくためのダムを作る必要があります。



**Q2**

水が、水源地から家庭に届くまで、どのくらいかかりますか。

**A2**

ところによって異なりますが、尾張地域の場合でみると、岩屋ダムから犬山浄水場までは、およそ15時間ぐらいで、浄水場から家庭まで遠いところも近いところもありますが、平均して30時間ぐらいかかります。

**Q3**

水道水には色々な物質が含まれていると聞きましたが、県営水道の水は大丈夫ですか。

**A3**

水道水に必要な条件は、衛生的で安全であること、使用するときに不快感や不安感がないことなどですが、それを満たすために水質基準が定められていますので、定期的に水質検査を行い、基準に適合していることを確認しています。

また、厚生労働省の「おいしい水研究会」の決めた“おいしい水の要件”にも適合していますので、安心しておいしく飲んでいただけると思います。



**Q4**

現在県営水道の1日の給水量は、どのくらいですか。

**A4**

平成26年度の年間給水量は、約4億1千6百万m<sup>3</sup>となっており、平均すると毎日約114万m<sup>3</sup>の水を送ったことになりますが、水の使用量が増加する夏には1日最高約134万m<sup>3</sup>を送水しました。また、平成27年度は、年間約4億2千4百万m<sup>3</sup>、1日平均約116万m<sup>3</sup>を給水する予定です。

**Q5**

貴重な水を大切に使用するためには、どのようなことに気をつけたらよいのですか。

**A5**

家庭では次のようなことを心がけていただくと大切な水を上手にお使いいただけます。

- ①水を出しつ放しにせず、蛇口をこまめに開け閉めする。
- ②お風呂の残り湯を洗濯や掃除などに再利用する。
- ③洗濯をするときは、ためすすぎをする。
- ④ホースで流し洗いせず、バケツに水をくんで洗車する。
- ⑤便をみがぐときは蛇口を止めてコップですすぐ。
- ⑥蛇口に節水コマを取り付けたり、節水型の洗濯機や便器を使用する。
- ⑦食器を洗う時は、油などの汚れは、紙や布で汚れを落としてから水洗いをする。



パネル展示

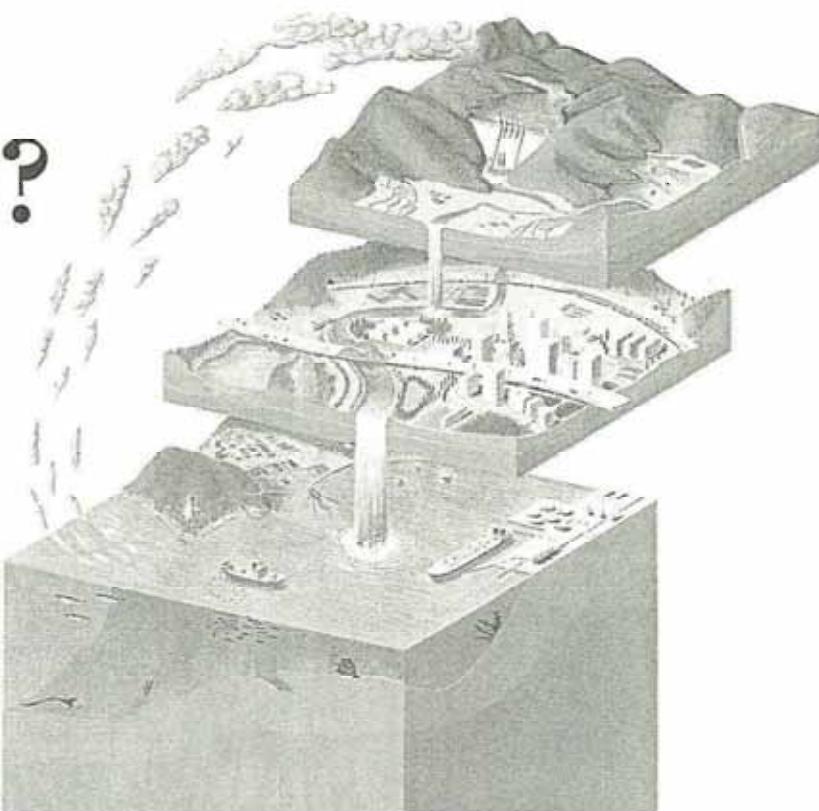
# 水道博士になろう!



問2

## にほん じんこうひとり 日本の人口1人 あめりょう あたりの雨の量は

おお  
多い?  
すく  
少ない?



国	人口	1人当たり年間降水量
オーストラリア	2341	201,251
カナダ	337	164,506
スウェーデン	674	30,951
アメリカ合衆国	275	22,741
フィリピン	2,348	8,166
フランス	667	7,796
日本	1,290	4,997
イギリス	1,220	4,912
中国	1,327	4,530
世界平均	807	16,627

答

少ない

水の循環の中で私たちは水を利用しているわけですが、大切に利用しないと使える水がなくなってしまうこともあります。日本は、人口1人あたりの降水量が少ない国です。そのうえ、河川の流域面積も小さく急勾配であるため、降った雨を平均化して流すことができないのです。日本の水資源は、決して豊かとは言えません。すべての人が水の恩恵にあずかるために、ひとりひとりが、いま一度水の上手な使い方を考える必要があります。

# 日本の水資源

## 水は限りある資源です

水の循環の中で私たちは水を利用しているわけですが、大切に利用しないと使える水がなくなってしまうこともあるのです。日本は、人口1人あたりの降水量が少ない国です。そのうえ、河川の流域面積も小さく急勾配であるため、降った雨を平均化して流すことができないのです。日本の水資源は、決して豊かとは言えません。すべての人が水の恩恵にあずかるために、ひとりひとりが、いま一度水の上手な使い方を考える必要があります。

■世界主要国の降水量の比較

(mm/年)	平均降水量 (mm/年)	1人当たり年降水量 (m <sup>3</sup> /人・年)	100,000		200,000		
			2,000	1,000	20,000	40,000	200,000
オーストラリア	534	201,351					
カナダ	537	164,588					
スウェーデン	624	30,951					
アメリカ合衆国	715	22,741					
フィリピン	2,348	8,166					
フランス	867	7,796					
日本	1,690	4,997					
イギリス	1,220	4,912					
中国	627	4,530					
世界平均	807	16,427					

(参考文献)「平成22年度版 日本の水資源」国土交通省土地・水資源局水資源部

## 水需要のバランス

水需給バランスについて、長期的にみれば、需要量は減少する可能性はあるものの、供給側において、近年の無降雨期間の長期化、少雨化、少雪化、さらには降水量の変動幅の増大などによって、地域的には十分な水量が確保できず、水供給可能量が低下しており、今後、気候変動によりさらに低下する可能性があります。最近20カ年における渇水の状況を上水道の断水及び減圧給水の状況で見ると、四国地方を中心とする西日本や関東、東海地方で多発しており、渇水の発生の地域格差が存在しています。



(出典)「平成22年度版日本の水資源」国土交通省土地・水資源局水資源部

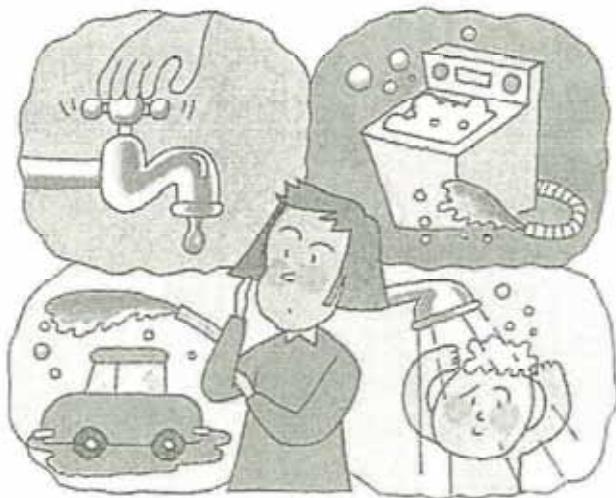
愛知県企業庁

# 水道博士になろう!



問6

## 私たちひひとりいちにちは1人1日あたりどれだけの みずつか水を使っている?



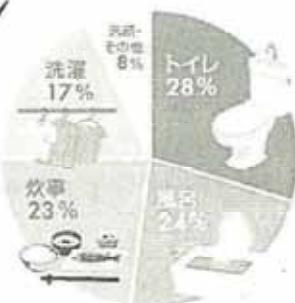
答

### 約240リットル

朝起きてから寝るまで、私たちはいろいろな場面で水を利用しています。どうぞお手洗いの「飲み水」はもちろん、たとえば歯磨きや洗顔、炊事にも水が欠かせません。

このように私たちは、さまざまなことに水道水を利用しているわけですが、その内訳は、トイレがもっと多く全体の28パーセント。次いで風呂24パーセント、炊事23パーセント、洗濯17パーセントとなっており、これらで1日の使用量の9割以上を占めています。

お風呂の残り湯を洗濯や掃除などに利用することや歯を磨くときに水をだしつぶなしにしないなどの行動に努めれば、限りある水資源を有効に活用することができます。



東京都水道局 平成18年度一般家庭水使用目的別実態調査

愛知県企業庁

## PR映像

### あいちの水道PR映像制作

#### 1. 目的

近年、水道では、ペットボトルなどのミネラルウォーターを購入して飲用するなど、水道水の水質に対する心配などにより水道水離れがみられ、十分に安心・安全な水道水の認知がなされている。より多くの方に水道に対する理解と関心を深め、日常生活に必要不可欠な水道水の魅力をアピールすることが求められており、受水団体からもそのような意見が出されている。

また、工業用水では、産業の血液として豊富・低廉な工業用水を給水し産業の発展に寄与しているが、最近では技術の進歩などにより事業所内での工業用水の再利用の普及や長引く景気の低迷から工業用水の使用量が減少している。

そうしたことから、水道及び工業用水道に対する理解と関心を深め、安心して使用していただけるように、PR映像を制作して利用の促進を図る。

なお、主な視聴の対象として、水道の学習を行う小学4年生を中心に制作した。

#### 2. あらすじ

愛知県内に暮らす小学生の「ありす」が、ある暑い夏の日の校庭で、水を求めて水のみ場に集まつた友達の中で、ひとりだけ水を飲もうとしません。

その理由は、「水道水だから」

ふと気づくと、蛇口の上に小さなカッパ君の姿を見つけます。カッパ君は蛇口の中に消えてしまいました。

驚いて蛇口を覗き込む「ありす」は、なんとそのまま蛇口に吸い込まれてしまいました。

「ありす」の不思議な探検が始まります。

蛇口からつながっている浄水場、幹線水路、そして大きな川の取水場へとカッパ君に導かれるように探検が続くうちに水道水に対する理解と関心がどんどんと深まっていきます。

気がついた「ありす」。そこは、あの夏の校庭です。どうやら暑さに負けて少しボーッとしていたようです。こんな日はしっかり水分を補給しなければなりません。

あの不思議な体験が夢なのか現実なのかは、わかりません。でも、「ありす」が水道水に対して興味を深めたことは確かです。

「ありす」は、蛇口からあふれる「水道水」をおいしそうに飲みます。

<ジャケット>



<盤面>



制作：株NHKプラネット中部支社、 制作枚数：500枚、 制作費：5,249,475円

## イメージソング

【イメージソング】 「あいちの水」 ~あいちの水道イメージソング~  
CD ジャケット



ジャケット裏面（歌詞）

「あいちの水」

作詞・作曲：けいこ  
歌：けいこ

蛇口をひねれば流れ出す 透明なおいしい水 ねえ きみは知ってるかな? どこからやってきたの?	木曾川 長良川 矢作川 豊川 浄水場を通って ぼくらの元へと 長い長い旅をしてきたんだね
天からの恵み 雨粒が 大地を潤し 緑を萌やし 土の中をゆっくりと 流れて やがて川となる	森が育む あいちの水は くらしを支える いのちの水 いつでも 安全 安心 届けます
木曾川 長良川 矢作川 豊川 浄水場を通って ぼくらの元へと 長い長い旅をしてきたんだね	これからも 変わらぬ安心 届けます
森が育む あいちの水は くらしを支える いのちの水 これからも 変わらぬ安心 届けます	

## 愛知県企業庁水道週間実施要綱

1 実施期間 每年6月1日から6月7日まで

### 2 趣 旨

水道は国民の健康で文化的な日常生活を支える最も重要な施設の一つであり、また、社会的、経済的な諸活動を支える必要不可欠の施設である。

しかしながら、水源の確保、水質の保全、料金問題を含む経営関係等、種々の問題があり、水道事業をとりまく周囲の環境はきわめて厳しく、早急に解決を図るべき多くの課題を抱えている。

これらの問題解決には、県民の理解と協力を得ることが必要であるが、水道週間の行事を通じて県営水道への理解と関心を高めると同時に、県営水道の必要性、重要性を再認識してもらう。

### 3 実施目標

- 1 県営水道は、市町村営水道とともに、県民生活に必要不可欠の基礎的条件であるという認識を与えること。
- 2 水源の汚濁、水需要の増大に対し、水源開発の困難性等、当面の問題点の解決について理解を求めること。
- 3 水道水の有効な利用等について、協力を求めること。
- 4 事業経営の仕組み、水道料金等について知識を普及し、理解を得ること。

### 4 実施方法

毎年、実施細目を定め実施計画を作成するものとするが、おおむね次に掲げる事項を行うものとする。

- 1 報道機関等への情報・資料の提供、投稿、出演等による報道活動
- 2 県広報紙及び市町村広報紙等の活用による広報活動
- 3 净水場開放等水道施設の見学研修会、展示会等の開催
- 4 パンフレット、ポスター等必要資料の作成または購入配布

### 附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。



愛知県企業庁のマスコット  
キャラクター「カッパくん」

平成27年5月18日（月）  
愛知県企業庁水道部  
水道事業課浄水・水質グループ

## 6月1日から7日は「水道週間」です ～県営浄水場を一般開放します～

6月1日から7日は「水道週間」です。県では、水道週間の期間中、県民の皆様の生活に不可欠な水の大切さを再認識し、県営水道についての理解と関心を高めていただくため、県営浄水場の一般開放を行います。

この機会にぜひ、お近くの浄水場へご来場ください。

### 記

#### 1 県営浄水場の一般開放（日時及び会場については、4月24日（金）ホームページに掲載済）

##### （1）日時

6月1日（月）から6月7日（日）の午前10時から午後4時まで

##### （2）会場

県営水道の全10浄水場（表1）

浄水場見学の申し込みは不要です。直接各浄水場へお越しください。来場者用の駐車場があります。

##### （3）内容

###### ア 県営浄水場の一般開放

職員又は企業庁OB有志（通称「愛水ボランティア」）がガイドとなり、浄水場内を案内します。沈でん池、ろ過池等の浄水処理工程を見学できます。

###### イ 広報ビデオ上映

「あいちの水道 アリス イン ウォーターランド」を上映します。水道水が県民の皆様のご家庭に届くまでをストーリー仕立てで分かり易く説明したビデオです。

###### ウ パネル展

県営水道の事業内容や環境・水資源に関するパネルを展示します。



（ボトルウォーター「あいちの水」）

## エ 広報資料の配布

来場者には、ボトルウォーター「あいちの水」等を差し上げます。浄水場パンフレット等の広報資料も用意しています。

また、小学生（4年生以上）の親子に水道水の水源地を見てもらうための「親子ふれ愛・水源地探検ツアー」の募集チラシを関係浄水場で配布しています。

行き先は、牧尾ダム及び周辺地域を予定しています。

（表1）浄水場一覧

浄水場名	電話番号	所 在 地
知 多 浄水場	0562(55)3501	知多市佐布里字西池ノ脇8
高 蔵 寺 浄水場	0568(91)3902	春日井市高森台一丁目10番地
尾張東部 浄水場	0561(74)3071	日進市米野木町南山489番4
犬 山 浄水場	0568(61)5077	犬山市大字犬山字東洞15
尾張西部 浄水場	0587(97)1176	稻沢市祖父江町祖父江柳原86
豊 田 浄水場	0565(45)1500	豊田市浄水町原山62
幸 田 浄水場	0564(62)1450	額田郡幸田町大字坂崎字楠木23-4
豊 橋 浄水場	0532(61)2836	豊橋市東小鷹野二丁目9番地1
豊橋南部 浄水場	0532(23)2200	豊橋市老津町字南山田1番地
豊 川 浄水場	0533(87)3868	豊川市平尾町五反田26番地30

（注）上野浄水場（東海市）は本年度工事のため実施しません。

## 2 地域住民との水道懇談会

県営水道の給水区域にお住まいのみなさんに近隣の浄水場にお集まりいただき、県営水道事業の紹介や施設の見学、浄水実験等を通じて、県営水道に対する理解を深めていただいた後、懇談会形式で水道について職員と意見交換を行っていただくこととしています。

出席者は、受水団体に推薦していただいており、各浄水場とも20人（尾張東部浄水場のみ40人）程度です。

（表2）実施日時及び会場

実施日	時 間	懇談会会場
6月3日（水）	午前10時30分から午後3時30分まで	犬山浄水場
6月4日（木）	午前11時から午後2時30分まで	尾張東部浄水場
6月4日（木）	午前10時30分から午後3時まで	豊田浄水場
6月5日（金）	午前10時30分から午後3時まで	豊橋南部浄水場

（注）浄水場の所在地、電話番号は、（表1）浄水場一覧を御覧ください。

### 3 水の生活館について

展示内容及び開館日

水の生活館は、常設の県営水道及び県営工業用水道の資料館です。①愛知用水が通水する以前の、水に苦労した当時の生活用具や農業用具の展示、②水の不思議な力や働きについて体感して、水に関する知識をクイズ形式で学ぶ展示などをご覧いただけます。



(「水の生活館」展示の様子)

開館時間 午前10時から午後4時まで

(ただし、10月1日から翌年2月末までは、午前10時から午後3時まで)

休館日 月曜日 (ただし、月曜日が祝日の場合はその翌日) 及び12月28日から1月4日

施設名	電話番号	所 在 地
水の生活館	0562(55)6531	知多市佐布里字 鮎脇 48-1

来館者には「あいちの水」を差し上げています。また、水道週間（6月1日から7日）期間中は、1日（月）も開館します。

### 4 街頭PR活動

愛水ボランティア及び公益財団法人愛知水と緑の公社の協力により、街頭にて「あいちの水」を配布し、水道週間のPR活動を行います。

日時	場所
5月26日（火）午後4時から午後5時30分まで	名鉄尾張旭駅前
5月27日（水）午後4時30分から午後5時30分まで	名鉄太田川駅前
5月29日（金）午前8時から午前9時30分まで	名鉄東岡崎駅前
5月29日（金）午前8時30分から午前9時30分まで	JR豊橋駅前

※5月3日から5日までの3日間開催された「いちのみやリバーサイドフェスティバル」において、5月3日と4日の2日間、愛知県営水道のPR活動とともに水道週間のPR活動も行いました。

### 5 その他

愛知県のWebサイト「ネットあいち」でも「水道週間」のご案内をしています。

届けます  
これからも  
変わらぬ安心



平成27年

6月 **1<sup>[日]</sup>** から **7<sup>[日]</sup>** は 水道週間 です

( カラカラで 蛇口に飛び込む 僕の口 第57回水道週間  
スローガン )

午前10時から午後4時まで

期間中は、浄水場を一般開放します！

( 参加費 無料 申込み 不要 )

会場

お近くの浄水場へお出かけください

知多浄水場（知多市佐布里）Tel.0562(55)3501  
高蔵寺浄水場（春日井市高森台）Tel.0568(91)3902  
尾張東部浄水場（日進市米野木町）Tel.0561(74)3071  
犬山浄水場（犬山市犬山）Tel.0568(61)5077  
尾張西部浄水場（稻沢市祖父江町）Tel.0587(97)1176  
豊田浄水場（豊田市净水町）Tel.0565(45)1500  
幸田浄水場（幸田町坂崎）Tel.0564(62)1450  
豊橋浄水場（豊橋市東小鷹野）Tel.0532(61)2836  
豊橋南部浄水場（豊橋市老津町）Tel.0532(23)2200  
豊川浄水場（豊川市平尾町）Tel.0533(87)3868

(注)上野浄水場（東海市）は本年度工事のため実施しません。



愛知県企業庁の水道マスコット  
キャラクター「カッパくん」

ふだんは、見  
ることがない  
浄水場を  
見学できるよ

ガイドが  
浄水場を  
案内するよ

ビデオ上映  
パネル展

来場者には  
あいちの水  
(ボトルウォーター)  
をプレゼント

愛知県  
企業庁

愛知県 水道週間

検索

## 「あいちの水」について

「あいちの水」は、県営水道のPRを目的として、昭和60年度から水道週間に製作しているボトルウォーターです。配布先は、浄水場への見学者や県営水道の供給先である受水団体（市町等水道事業）等です。

平成16年度までは、プルタブ缶の「水の缶詰」を製作していましたが、平成17年度及び平成18年度は、「愛・地球博」を始めとする各種イベントでの利用を考慮して、ペットボトルも併せて製作しました。平成19年度からはリサイクル性や備蓄性に優れたアルミニウム製ボトル缶で製作しています。



(デザイン：愛知県立芸術大学)

製作本数 152, 880本 (アルミニウム製ボトル缶 375ml)  
原 料 尾張東部浄水場（木曽川）の水道水

## 出張講座

愛知県企業庁では、水道の役割や水の大切さを理解していただくことを目的として、小学4年生を対象に職員が講師を務める「出張講座」を実施しています。平成26年度の実績は以下のとおりです。

出張講座 平成27年度実績表

実施校数	クラス数	受講生徒数
22校	53クラス	1726人

平成28年2月1日時点